平成26年10月14日開催 議会改革特別委員会について(協議の概要)

- 1 日時 平成 26 年 10 月 14 日 (火) 開会:午後 2 時 00 分 閉会:午後 4 時 35 分
- 2 場所 議会棟 3号委員会室
- 3 出席者

委員長 篠原正寛(政新会)

副委員長 河崎はじめ(市民クラブ改革)

委 員 大石伸雄(政新会)

西田いさお(むの会)

野口あけみ(日本共産党西宮市会議員団)

八木米太朗(蒼士会)

山田ますと(公明党議員団)

他に、地方自治法の規定に基づき、岩下彰議長が出席

4 欠席者 なし

5 傍聴議員 岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

1名

7 説明員

(議会事務局)

- 8 協議事項について
 - (1)議会基本条例について

議会基本条例に定める小理念について、他に検討すべきとして提案のあった7項目について、各派の意見を聴取しました。

まず、小理念として独立(章立て)すべきとの意見があった2項目については、 下記のとおりとすることで各派の意見が一致しました。

議会と住民の関係

新たに章立ては行わず、「議会」の章第5項に、下線の文言を追加する。

5 議会は、<u>常に地方自治における住民参加の促進と連携を図り、</u>透明性のさらなる 向上と積極的な情報公開によって住民の信頼を高めるよう努めるものとする。

また、条例の前文(今後検討予定)に、地方自治体が住民、行政、議会の三者で構成されているという概念の理解に立っていることを何らかの形で入れることとしました。

最高法規性

新たに章立ては行わず、下記の文章を基に今後作成する予定の条例の前文に記載する。

・議会基本条例は、議会に関する基本的な事項を総合的かつ体系的に規定する条例 であるので、他の議会に関する条例等は、この議会基本条例と整合性を保ちつつ 体系化が図られなければならない。

次に、どこかの小理念で触れるべきとの意見があった5項目については、下記のとおりとすることで、各派の意見が一致しました。

議員間の自由討議の充実

「委員会」の章の第2項に、下線の文言を追加する。

2 委員会<u>において議員</u>はその所管事務の調査、研究、審査に責任を負い、議案提出や提言、及び議員間の積極的な討議を行い、ひいては住民の福祉の増進に寄与することをその目的とする。

また、本会議においても、「議員」の章に議員間の自由討議の概念を記載することに ついては、改めて協議することとなりました。

議員定数

「議会」の章の最後に、下記の条文を追加することとし、文言は法制担当と調整する。

・議会を構成する議員の定数については、西宮市議会議員定数条例(平成 14 年西宮) 市条例第 21 号)に定めるところによる。(文言は、法制担当と調整済みのもの。)

議会基本条例についての考え方

今後作成する予定の条例の前文に、下記の文章を記載する。

・この条例は、自治体が住民、行政、議会から構成されていることを踏まえ、議会 に関する基本的な事項を総合的かつ体系的に規定するものである。

条例の見直し手続き

付則に下記の事項を記載する。

・この条例は一般選挙を経た任期開始後速やかに見直すものとする。

議会と執行機関の関係

条例には記載せず、「審査等」の章に対する施行規則として、一問一答制、反問権 について規定する。

次に、議会基本条例を制定するまでの今後のスケジュール(案)について、事務局から説明がありました。これまでは12月定例会での制定を目標に協議を進めてきましたが、パブリックコメント等により外部の意見を聞く期間も考慮し、今後は3月定例会での制定を目指して協議していくこととなりました。

次回(10月24日)の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(2)議会活性化・透明化促進について

議会活性化・透明化促進について協議しました。

前回の委員会で、議員定数との関わりにおいては議了となりましたが、活性化・透明化促進の項目として提案された「インターネット中継」「資料のデジタル化(IT化)」「議会だよりの拡充」は、それぞれに価値のある改革であり、今後議会予算として計上していくのかについて、各委員から意見を聴取しました。

まず、インターネット中継については、下記の内容を実施内容に盛り込んだ上で、 予算要求を行うことで各派の意見が一致しました。

- ・視聴画面に、一般質問資料等を添付できるようにする
- ・傍聴席用表示モニターを設置する
- ・庁舎内(全員協議会室又は本庁ロビー等)にテレビモニターを設置する
- ・議場に大型モニターを設置する

次に、資料のデジタル化(IT化)について、逗子市及び神戸市で導入されているクラウドシステムを本市で導入した場合の概算費用と、情報政策部からも他のクラウドシステムや市で独自開発するようなプランの相談があったことについて、事務局から説明がありました。事務局は、次回の委員会までに情報政策部から相談があったプランに関する資料を確認し、4種類の方法(逗子市、神戸市、他のクラウドシステム、独自開発)から、機能と費用を比較した上で、議会予算に計上するべきかを検討することとなりました。

次に、議会だよりの拡充について、拡充に向けた今後の進め方を各委員に説明しました。拡充内容としては、印刷物の特性と対費用効果から4ページ増とすること、提案があった6項目をすべて掲載するとの前提が前回までに確認されていますが、今後はその優先順位及び掲載内容で検討が必要との意見が残っている項目を整理した上で、本委員会でできるだけ具体化し、その後は議会運営委員会を通じ、新しい広報委員会に詳細な検討を依頼する方向となりました。各委員は、拡充内容で検討すべきとしている項目について、「懸念されることは何か」、「このようになれば賛成することができる」との意見を次の委員会までに用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

(3)常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、「発言の義務付け」に関する提案内容(5項目)に対する各派の意見を聴取 しました。提案項目のうち「委員会の簡易記録(発言者記載)を作成し、HPで公 開する」については、全会派が了とされたため、具体案を検討していくこととなり ました。

次に、「資料配布の時期」について、事務局案(資料の配布時期と予算・決算特別委員会等の開催日まで間隔を、現在の原則中6日(土日を含む)から、資料の配布日を2日程度前倒しし、原則、中8日(土日を含む)とする。)で、前回各委員が了とされたため、事務局は次の委員会までに、市長部局との協議内容を文書として残しておく手段を検討し、報告することとされました。

次に、「質疑の効率化」について、2項目の提案内容に対する各派の意見を聴取しました。提案項目のうち「規則等に基づいて効率的な質疑が行われるよう委員長が整理権を発揮する」に関して、「数値等の確認のみ」は具体的な整理権の指揮対象とはしないこととし、「明白な錯誤」「著しい趣旨不明瞭」「不適切発言」「答弁済内容のみ」の4項目を整理権の指揮対象として、今後、具体策を検討していくこととなりました。また、提案項目のうち「委員長もしくは副委員長が議案内容のまとめを述べるように努める」については、将来作成される委員長職務ガイドラインに、「その日の結果や残された課題について簡潔にまとめを述べるよう心掛ける」程度(義務化しない)の表現を記載することでまとまることができないかどうかを、引き続き協議することとなりました。

(4) 本会議における議案質疑の取り扱いについて

本会議における議案質疑ついて、取り扱いに一定の整理が必要であるとの意見が 議会運営委員会で報告され、議長から本委員会に諮問があったため、本委員会で協 議し、次回の定例会までに答申を取りまとめたい旨、各委員に説明しました。各委 員は、整理内容として提案した下記の4項目について、次回の委員会までに各派の 賛否及び意見を用意することとなりました。

- (1) 付託前の質疑も3月定例会と同様に「30分を目途とする」とすべきかどうか
- (2) 付託を受ける委員会に所属する議員は付託前質疑を行わないよう心掛ける、と すべきかどうか
- (3) 同一会派の議員が質疑を行った場合、当該会派の議員は委員会質疑において同様の質疑を繰り返さないよう心掛ける、とすべきかどうか
- (4) この他に取り決めるべきことはないか 次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

(5)政務活動費の取り扱いについて

政務活動費の取り扱いについて、前回委員から提案があった政務活動費の交付額を減額すること、及び現在前払いである交付方法を後払いに変更することについて、本委員会の協議事項とすることに対する賛否について、各派の意見を聴取しました。まず、交付額の減額については、協議することに反対の会派はなかったため、各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに、減額すべきかどうかの意見と減額すべき場合の金額・割合等の意見を用意することとなりました。

次に、政務活動費の後払い制度について、兵庫県並びに宮城県で行われている後払い制度について、事務局から説明がありました。両県で行われている方法は、各会派に半期ないしは四半期に概算交付され、会派の代表者又は経理責任者が会派での審査・確認の後、所属議員に精算払いするというものであり、いわゆる完全な後払いではなく、また完全な後払いを行っている高山市の方式についても、本市とは交付額や議員数等の状況も全く異なり、本市で実施する場合は、人的負担、事務負担が増加するなど、事務局の対応も困難なため、本委員会の協議事項としては取り扱わないこととなりました。

本件については、今回で議了となりました。

(6)その他

本委員会の開催日程について、議会基本条例制定までのスケジュール等を考慮し、これまで2時間半としていた会議時間を1時間延長し、3時間半とすること、市議会議員選挙実施後の5月にも2回程度委員会を行うことについて、委員長から提案があり、全委員がこれを了とされました。

次回以降の委員会の日程

平成 26 年 10 月 24 日 (金) 午前 9 時 30 分~午後 1 時 00 分 平成 26 年 11 月 10 日 (月) 午後 2 時 00 分~午後 5 時 30 分 平成 26 年 11 月 25 日 (火) 午後 2 時 00 分~午後 5 時 30 分 平成 26 年 12 月 25 日 (木) 午前 9 時 30 分~午後 1 時 00 分

以上